

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第11号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和元年茅ヶ崎市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「100分の322.5」を「100分の318.75」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。